



まつもとほじん

令和7年
(2025年)
11月号
第610号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主な記事－

- | | |
|---------------------------------------|------|
| 税制改正に関する提言 | 2～5頁 |
| 税務ポイント | 6～7頁 |
| イイね♪ふるさと! | 7頁 |
| 皆さんこんにちは・遠藤洋一氏 | 8頁 |
| 頑張ってます・高橋祐子さん | 8頁 |
| 法律レポート | 9頁 |
| 会員福利厚生制度 PR | 10頁 |
| 11月の予定、税制勉強会のご案内 等 | 11頁 |
| インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき | 12頁 |
| 令和7年分わかりやすい | |
| 年末調整実務のポイント | 付録 |

いいね♪ ふるさと!

『旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道』 (安曇野市)

秋が深まり、ウォーキングやトレッキング、健康のために歩くという方には良い季節になりました。安曇野市明科地区にございます「旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道」は、長きにわたり地域の交通と産業を支え、新しい線路の完成とともに役目を終えた旧国鉄篠ノ井線跡を歩くことができるコースです。

豊かな森林の中、線路が撤去され舗装のされていない道が続き、途中には総レンガ造りのノスタルジックなトンネル（写真は漆久保トンネル）があるなど、大変魅力的な遊歩道です。

（関連記事 7頁掲載 上兼健司編集委員）

みんなで回覧しましょう。

社長						経理担当



差出人・返送先
一般社団法人松本法人会
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル 5階

税制改正に関する提言

この程、全法連より「令和8年度税制改正に関する提言」が公表されました。本提言は「基本的な課題」「税目別の具体的課題」「個別法令・通達関係」別にまとめられており、本稿では提言の中の「基本的な課題」の『I. 税・財政改革のあり方』を掲載いたしますが、全文につきましては全法連HPにてご確認下さい。
 (全法連HP <https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>)

令和8年度税制改正に関する提言（抜粋）

《はじめに》

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わって輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えつつある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市场は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

こうした経済環境の変化に伴い、政府・与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばらまき型ではなく、生活に困っている世帯に対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。

しかし、今年7月の参院選において与党は国民1人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しても税収の上振れ分を充てるとするなど、責任ある財源論は聞かれなかった。特に社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手

である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。全国的に人手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行のは正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しさは、地域経済の活性化を促すためにも欠かせない。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で1,300兆円を超え、国内総生産（GDP）の2.1倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中で最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したこと留意しなければならない。

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）によると、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P B）を黒字転換する時期の目標について、昨年までは25年度としてきたが、これを25～26年度と幅を持たせて後退させた。目標年次が近づくたびに目標の先送りを繰り返している。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退されることなく、着実な実行が求められる。

ただ、7月の参院選後には、積極財政を求める野党の議席が大きく伸びたことで財政健全化に向けた取り組みが停滞するとの見方が浮上し、長期金利が上昇（債券価格は下落）して一時、17年ぶりの高値となる1.6%に達した。今後も金利の上昇が続けば、過去の借金の利払いなどに充てる国債費も増えて財政を圧迫しかねない。実際に英国では3年前、当時のトランプ首相が国債等を財源とする大規模減税を表明したことで金融市

場が動搖し、債券と為替、株式がトリプル安となる「ト拉斯・ショック」が起きた。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動搖を招かないような細心の政策運営を求めたい。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給す

るのでなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

(2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとなっている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなつたが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。

また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしている。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の3年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・

議会は「まず魄より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤ともなる。マイナンバーカードの保有率は令和7年7月現在で79.2%まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年6月現在で30.64%にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難いのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「eLTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれ

ば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になったり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

社会保障と税、災害対策に限定していた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。

さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、

- ① 少子高齢化や人口減少社会の急進展
 - ② デジタル化や働き方の多様化
 - ③ グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化
 - ④ 国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性
- などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室②)源泉所得税関係

令和7年分の年末調整における 留意事項について

Q. 令和7年度税制改正による所得税の見直し等による令和7年分の年末調整における留意事項について教えて下さい。

A. 令和7年分の所得税について、令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいるか確認してください。(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)

⇒以下(1)を参照。

② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。

⇒以下(2)を参照。

③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

⇒以下(3)~(5)を参照。

(1) 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

令和7年12月1日から、給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することになりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合が

ありますのでご注意ください。

(2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

年齢19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

1 2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

2 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

(3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認

基礎控除額が改正されました。このため、従業員の方から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

給与所得控除額が改正されました。このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者(特別)控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

(5) 年末調整の計算をする上での留意事項

イ「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

ロ 基礎控除額(改正後)の控除

基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

ハ 特定親族特別控除額の控除

特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控

除額を控除してください。

なお、令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

本 末 調 整 額	地 震 保 険 料 の 控 除 額 ⑯	⑯のうち小規模企業共済 等掛金の金額 (円)
配 偶 者 (特 別) 控 除 額 ⑰	扶 養 助 成 金 の 合 計 額 ⑯	⑯のうち国民年金保険料 等の金額 (円)
基 礎 控 除 額 ⑯	所 得 稅 金 の 合 計 額 (⑯+⑰+⑳+㉑+㉒+㉓)	㉒
差 引 課 稅 額 と 所 得 稅 金 の 合 計 額 (㉒-㉓)	㉓	(100%未満取扱)
(特 定 増 改 革 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 額 ㉔	年 調 所 得 稅 額 (㉒-㉓、マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	㉔
年 調 年 稅 額 (㉒ × 1 0 2 .1 %)	㉔	(100%未満取扱)
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 ㉕	本 年 最 終 の 給 与 か ら 徵 收 す る 稅 額 に 充 當 す る 金 額 ㉖	㉖
超 過 額 の 積 算 ㉗	未 払 給 し て る 給 与 の 稅 額 に 充 當 す る 金 額 ㉖	㉖
不 足 額 の 積 算 ㉘	差 引 還 付 す る 金 額 (㉖-㉕-㉗)	㉗
同 上 の 中 に お い て 還 付 す る 金 額 ㉙	うち 寒 年 に お い て 還 付 す る 金 額 ㉙	㉙
本 年 最 終 の 給 与 か ら 徵 收 す る 金 額 ㉖	本 年 最 終 の 給 与 か ら 徵 收 す る 金 額 ㉖	㉖
不 足 額 の 積 算 ㉘	本 年 最 終 の 給 与 か ら 徵 收 す る 金 額 ㉖	㉖

※1 特定親族特別控除額(㉕-㉘) [XXX,XXX 円]

(税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

人々ね ふるさと!

旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道
(安曇野市)

~地元有志の力で整備された遊歩道~

旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道は、明治時代に開通し長きにわたり地域の人と貨物の足を務め、1988年に新しい線路が開通した時に廃線となった線路跡を活用した遊歩道です。今では地域の観光資源ともなっているこの遊歩道ですが、廃線後には整備もされず歳月とともに荒廃が進んでしまったそうです。そうした中、地元有志によるボラティア組織が結成され、行政の補助金などを活用し、少しづつ整備を進めトレッキングに

も利用できる約6kmの遊歩道が整備されました。

直線的で歩きやすいと評されるこのコースは、かつて地滑り防止のため「鉄道林」として植林された約3万本ともいわれるケヤキに囲まれ、足元に枕木はなく多くの石が敷かれています。コース中には大小5つのトンネルがあり、そのうち2つはレンガを積んだトンネルです。表紙に写真を掲載しました全長53メートルの漆久保トンネルは、中に入ると足音が壁に当たり響く独特な雰囲気。静寂な中に、タイムスリップしたような懐かしさを覚えます。



この記事をお読みいただきている11月初旬は例年ならばまだケヤキの紅葉が素晴らしい時期です。かつての人々の暮らしに思いを馳せながら、豊かな自然の中素敵な時間を過ごしに訪れてみてはいかがでしょうか。 (上兼健司編集委員)



皆さん
こんにちは♪

『フットワーク・チームワーク・ネットワークの “3(サン)ワーク”をモットーに』

株式会社サン工機 遠藤社長は松本法人会穂高部会の副部会長さんです。多忙な中いろいろな役をこなし、日々を送られています。サン工機は製造業を中心とした工作機械の販売から工場・設備の修理・メンテナンス、産業用ロボット導入支援、金属加工、技術セミナーの開催など様々な事業を展開しております。

こうして製造業が抱える様々なニーズ、課題に真摯に向き合い課題解決を行うプロフェッショナル集団の先頭を担う方が遠藤社長です。この事業を通して、地域の産業やお客様とともに成長していくことを目標に日々業務に励まれております。そんな多忙な遠藤社長さんはゴルフと旅行を趣味とされています。ゴルフはかなりの腕前で競技会などへも参加され、見事な成績を収めているようです。また旅行も海外を含めていろいろな地域に赴き、非日常を体感してリフレッシュされるそうです。遠藤社長はこれからも「フットワーク・チームワーク・ネットワーク」の3(サン)ワークをモットーに時代やお客様に求められるもの、必要とされることに真面目に取り組み、地域産業の発展に貢献していきたいと熱く語っていました。

(沖 健史編集委員)



株式会社サン工機

安曇野市穂高

代表取締役 遠藤 洋一 氏



頑張ってます!!

『自分も会社の看板
を背負っているとい
う気持ちで』

株式会社エーテック

安曇野市穂高

高橋 祐子 さん

2008年に設立された(株)エーテックさんは安曇野市穂高にございます。地元安曇野市を中心に近隣地域や近年は白馬地域などでも店舗やビル、宿泊施設や学校、一般住宅向けの電気設備工事や情報通信設備工事などを手掛けられています。快適で安全な生活を送るために電気や情報通信技術は欠かすことができません。建物の中で電気やインターネットが使える。そんな私たちにとって「当たり前」となっていることを支えてくれているのが同社です。

今回、お話を伺った高橋さんは総務部で経理や会社全体が円滑な運営ができるよう様々なお仕事に取り組まれています。現場などで直接お客様と接する機会はありませんが、電話対応や書類作成など「自分も会社の看板を背負っている」という気持ちで、責任感を持ち、丁寧な仕事を心掛けているそうです。建設業界で働くのは初めてですが、積極的に建設簿記の資格を取得するなど前向きな姿勢でお仕事をされています。また、SDGsや健康経営など、いわゆるワークライフバランスへの取り組みも企業には求められるようになっておりますが、会社の方や専門家の方と連携して対応を進め、働きやすい会社作りを目指しているそうです。高橋さんの益々のご活躍をお祈りいたします。

(上兼健司編集委員)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

△ サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
<http://www.sanrinnk.co.jp/>

(法)律レポート**中小企業における日常的な運営における
様々な法的リスク対応について —その③—**

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



今回からは具体的な各論に入ります。

1. 商取引の開始・継続に関するリスク

企業面において取引先の信用リスク管理が重要となります。

まずは平常時における信用管理を適切に対応し、企業としては、取引先の信用リスクの存否・程度を適時に評価し、自社の損害を可能な限り最小化するための施策を隨時講じていくことが求められます。

(1) 取引開始時の信用調査として

当該取引の目的たる商品・サービス等の品質だけでなく、当該相手方の経済的な信用力にも重大な関心を持つことが必要となります。

① 法務局を利用して、法人の登記事項の確認をします。

登記事項を確認する理由としては、詳細な調査の端緒（スタート）となるからです。

確認すべき事項としては、履歴事項全部証明書で、相手企業の商号、本店、会社成立の年月日、目的、資本金の額、役員に関する事項等を確認します。役員に関する事項の履歴を見ると、「解任」など、社内での内紛ないしは不祥事の発覚などの背景事情が存在する可能性もあり、役員の多数が同時に交替したりしているかを調べたり、代表取締役や役員に関しては、代表取締役や役員の個人資産（不動産）に対する企業債務に関する担保設定の状況等をチェックします。

② 決算書などの分析や情報収集も必要となります。

企業における経営状況を株主や債権者等の利害関係を有する者に対して、報告するための書類であることから、信用調査の必須の対象となります。

そこで、新規の取引開始に際しては可能な限り決算書など会計書類に関して、任意の開示を求め、粉飾の可能性への留意が必要となります。

少なくとも決算書上の売上・経費変動等の推移について不自然なものがないかを確認します。

③ 他の取引先等、事情を知る者からの聴取や興信所による企業調査（レポート）等も有益あります。

業界、製品の品質、経営者・従業員の人となりや評判等、様々な相手先企業の情報を取得していくことになります。

④ 相手方経営者・従業員からの聴取、現地調査も不可欠であり、現場にいくと与信判断に関して重要な事案や隠されていた事実（景気判断に役立つ）等が発見できることもあります。

(2) 取引に関する契約書の作成

契約の成立を証明する最も重要な手段であり、事後に紛争となった場合や訴訟における証拠の確保として、金額の大小に関わらず、必要な事前の法務対策となります。

① 契約成立の事実および契約の具体的な内容を証明するための手段でもあります。口頭契約も民法上は有効ですが、契約書がないと現実的に契約成立の事実や具体的な内容を証明することが事実上困難です（相手に争われた場合）。

② 紛争の発生ないし深刻化を予防するための手段として有意義であり、いわゆる「言った言わない」の争いとなることを防止します。

③ ただ、当該契約における具体的な事情への配慮が必要となります。企業の事業活動は、複雑かつ多様なものであり、契約の趣旨・目的、将来予想されるリスク・紛争類型について十分に検討し、可能な限り具体的かつ詳細に定めることが肝要です。

④ 文言の明確性も必要となり、紛争となれば契約内容が訴訟の場まで持ち込まれるケースも多いため、紛争の発生・深刻化を予防するための手段として裁判における解釈基準として通用するかがポイントになります。

⑤ 形式面の重要性として、合意内容の証拠として存在意義があります。契約書が真正に成立したこと、両当事者の意思に基づいて作成されたことが必要となるため、署名・押印の有無をはじめとした形式面が整っていることが必要です。

⑥ 契約書の内容に関する主な注意点

契約関係の明確化、事後の紛争発生を極力抑止すること裁判になった時の証拠化という傾向から契約書は必要不可欠です。両当事者における権利義務の内容、条件・期限、解除、損害賠償、反社会的勢力の排除条項、準拠法・合意管轄などの条項を当事者として有利不利、リスクを踏まえたりーガルチェックが必要です。新型コロナウイルス禍を踏まえた「不可抗力」条項の見直しや民法改正を踏まえた「契約不適合」条項（従前の瑕疵条項）の見直しが必要です。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

重大疾病に
かかるた時の
経営者が、
そなえを確保。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の大好きな傘を



重度がん
保障 Jタイプ
Jタイプ
Jタイプa

重度がん保障 Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]
(重度がん保障・無解約払戻金型)

Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]
(無解約払戻金型) **は、**

Jタイプa

[無配当重大疾病保障保険]
(解約払戻金抑制割合指定型) **は、**

**重大疾病による
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
就業不能リスクから
企業を守ります!**

引受保険会社

 **Daido 大同生命保険株式会社**

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

F-2024-0010-①(2024年12月20日)

11月の予定

5日税制委員会 6日松本税務署長講演会、県連女性部合同例会 7日女性部幹事会 10日組織委員会 11日租税教室（島内小学校）14日役員会、時局講演会 17日青年部親睦例会 18日広報委員会・同編集会議 19日第119回税制勉強会 20日全国青年の集い「山梨大会」（21日まで）21日税理士会との懇談会 26日決算説明会 28日正副会長、正副委員長、部長会議

決 算 説 明 会

(法人税・消費税の説明会 /10月決算法人対象)

11月26日(水)午後2時より

松本市駅前会館 4 階 「大会議室」

第119回 税制勉強会開催のお知らせ (参加者募集)

119回目となる税制勉強会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。※事前申込制となります。

日 時 11月19日(水) 14時～15時30分

テーマ 「令和7年分 年末調整について」

全法連作成テキスト

「令和7年分 わかりやすい 年末調整実務のポイント」

をお届けしました

広報誌本号付録として、全法連が作成したオリジナルテキスト「令和7年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」をお届けいたしましたので、是非ご活用ください。

また、全法連動画チャンネルには今回お届けした「令和7年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」解説動画もアップされておりますのでご活用ください。(CMが入ります) https://www.youtube.com/watch?v=zhBEa_Ah6t4



令和7年度 「税を考える週間」 行事予定

月日	時間	行事名	開催場所 等
11月6日(木)	14:00～15:30	税務講演会（講師：松本税務署長）（松本法人会・松本商税会共催）	松本市駅前会館4階大会議室
11月13日(木)	14:00～15:00	『税務署長納税表彰』贈呈	松本税務署
11月14日(金)	14:00～15:30	時局講演会 近藤 サト 氏 「『自分らしく生きる』とは」（松本法人会・関東信越税理士会長野県支部連合会・同松本支部共催）	ホテルブエナビスタ
11月11日(火) ～11月17日(月)		横断幕の掲示 (松本地区納税貯蓄組合連合会主催)	松本駅
11月11日(火) ～11月17日(月)	10:00～閉店まで	『税金展』開催	アイシティ21 モール1階特設会場
11月下旬	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文の表彰	塩尻市役所、松本市役所
11月15日(土) 11月16日(日)	14:00～ 19:00～	「国税の窓」“税を考える週間”特別番組「第22回クイズ税金百科」放送	テレビ松本ケーブルビジョン あづみ野テレビ

- 11 -

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9cm)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

研成義塾跡
(安曇野市)

かつての穂高町矢原（現在の安曇野市穂高）にあった私塾で無教会主義キリスト教精神のもと教育者井口喜源治により人格教育が行われた学校跡です。研成義塾の講演には内村鑑三などの著名な思想家も招聘されたそうです。井口喜源治の教えに従って海外に渡った塾生は数十名以上にのぼり、閉校までに卒業した塾生は800名以上を数え、この穂高矢原から多くの教育者、思想家、評論家を輩出した尊い学び舎の跡地です。（沖健史編集委員）

（本号編集委員
上兼健史
沖
）



（沖）
薬を発明してください。切に願つております。
（沖）
と加齢は嫌な言葉です。しかし日々老いる自分と向き合つて生きいく今日この頃です。誰か若返りの妙薬を発明してください。切に願つております。

ご利用下さい！！

法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス
セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください！！

パソコンでセミナーが受講できる！
インターネットセミナー 毎月更新

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載！

セミナーDVD
レンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます！

ご利用方法はいずれも当ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ！

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID:hj0915 パスワード:8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー

子に負けぬ
親も着飾る

七五三

トランプと
早苗土俵で
ハッケヨイ
無筆
秋ゆたか
稻も豊作
柿実り

あとがき

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社